

II 主要期間一覧表 (令和6年5月現在)

当事者系審判、異議申立、判定に関する期間は、審判便覧25-01から25-04までを参照。

25-01.1 主要期間一覧(1) (査定系審判、商標登録異議、判定)

25-01.3 主要期間一覧(2) (無効・訂正・取消審判)

25-01.5 主要期間一覧(3) (特許異議)

(特許 (無効・訂正審判、特許異議申立、判定、再審を除く))

手続	根拠条文	初日	起算日 (第1日目)	期間 (延長)		備考
				国内居住者	在外者	
<法定期間>						
明細書・特許請求の範囲・図面の補正	特17の2(1)	出願日	—	特許査定謄本の送達日まで (拒絶理由通知を受けた後を除く。)		
	特17の2(1)①、③	拒絶理由通知の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月☆)	3月 (期間満了前：求2月・1月 期間満了後：求2月☆)	・延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く ・左記は特50の規定による指定期間
	特17の2(1)①、③	拒絶理由通知の発送日	翌日	60日又は75日※ (求1月▲▼)	3月 (求1月×3回▲▼)	・延長登録出願、拒絶査定不服審判 ・左記は特50の規定による指定期間
	特17の2(1)②	特許法48条の7の通知の発送日	翌日	30日又は45日※ ただし拒絶理由通知と同時に60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	60日 ただし拒絶理由通知と同時に3月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	・拒絶査定不服審判を除く ・左記は特50の規定による指定期間
特17の2(1)②	特許法48条の7の通知の発送日	翌日	30日又は45日※ ただし拒絶理由通知と同時に60日又は75日※	60日 ただし拒絶理由通知と同時に3月	・拒絶査定不服審判 ・左記は特50の規定による指定期間	

	特 1 7 の 2 (1) ④	拒絶査定不服審判の請求と同時	—	—	—	
要約書の補正	特 1 7 の 3 (特 施 規 1 1 の 2 の 2)	出願日又は優先権の主張を伴う出願は先の出願の日	翌 日	1 年 4 月 ●	—	
優先権主張書の補正	特 1 7 の 4 (特 施 規 1 1 の 2 の 3 ①)	ア. 優先日 イ. 新たな出願の日	翌 日 翌 日	1 年 4 月 4 月 (上記のうちいずれか遅い日◎)		
	特 1 7 の 4 (特 施 規 1 1 の 2 の 3 ②)	ア. 優先日 イ. もとの出願の日 ウ. 新たな出願の日	翌 日 翌 日 翌 日	1 年 4 月 4 月 1 月 (上記のうちいずれか遅い日◎)	分割・変更・実 用新案登録に 基づく特許出 願	
新規性例外適用出願	特 3 0 (1) 、 (2)	特許法 2 9 条 1 項各号のいずれか に該当するに至った日	翌 日	1 年 ◯	1 年 ◯	
同上証明書の提出	特 3 0 (3)	出願日	翌 日	3 0 日	3 0 日	
外国語書面出願に係る翻訳文	特 3 6 の 2 (2) 、 (4) (特 施 規 2 5 の 7 (4))	ア. 出願日又は優先権の主張を伴 う出願は先の出願の日	翌 日	1 年 4 月	イ. は分割・ 変更・実用新 案登録に基 づく特許出 願 ウ. はア. 及 びイ. の期間 に翻訳文が 未提出の場 合	
		イ. 新たな出願日 (もとの出願の 翻訳文提出期間経過後の場 合)	翌 日	2 月 ◆		2 月 ◆
		ウ. 翻訳文未提出の通知の発送日	翌 日	2 月		2 月
手続補完書の提出	特 3 8 の 2 (3) (特 施 規 2 7 の 7) 、 3 8 の 2 (9) (特 施 規 2 7 の 9)	ア. 補完をすることができ旨の 通知の発送日	翌 日	2 月	2 月 2 月	
		イ. 出願日	翌 日	2 月		2 月
明細書等提出書の提出	特 3 8 の 3 (3) (特 施 規 2 7 の 1 0 (3))	出願日	翌 日	4 月	4 月	
先の特許出願の認証謄本等及 び翻訳文の提出	特 3 8 の 3 (3) (特 施 規 2 7 の 1 0 (3))	出願日	翌 日	4 月	4 月	
		ア. 明細書又は図面の一部の記載 が欠けている旨の通知の発送 日	翌 日	2 月	2 月	
明細書等補完書の提出	特 3 8 の 4 (2) (特 施 規 2 7 の 1 1 (1)) 、 3 8 の 4 (9) (特 施 規 2 7 の 1 1 (1 2))	イ. 出願日	翌 日	2 月	2 月	
			翌 日	2 月	2 月	

優先権主張基礎出願の写し及び翻訳文の提出	特38の4(4)(特施規27の1(7))	ア. 明細書又は図面の一部の記載が欠けている旨の通知の発送日 イ. 出願日	翌日 翌日	2月 2月	2月 2月	
意見書の提出	特38の4(4)(特施規27の1(4))	特許出願を明細書等補完書の提出時にしたものとみなした通知の発送日	翌日	1月	1月	
明細書等補完書の取下げ	特38の4(7)(特施規27の1(10))	特許出願を明細書等補完書の提出時にしたものとみなした通知の発送日	翌日	1月	1月	
国内優先権主張を伴う出願	特41(1)	先の出願日	翌日	1年	1年	
優先権主張書の提出	特41(4)、43(1)、43(2)の2(3)①	ア. 優先日 イ. 新たな出願の日	翌日 翌日	1年4月 4月 (上記のうちいずれか遅い日◎)	1年4月 4月 (上記のうちいずれか遅い日◎)	
国内優先権主張の取下げ	特41(4)、43(1)、43(2)の2(3)②	ア. 優先日 イ. もとの出願の日 ウ. 新たな出願の日	翌日 翌日 翌日	1年4月 4月 1月 (上記のうちいずれか遅い日◎)	1年4月 4月 1月 (上記のうちいずれか遅い日◎)	分割・変更・ 実用新案登録に基づく 特許出願
パリ優先権主張等を伴う出願	特42(2)(特施規28の4(2))	先の出願日	翌日	1年4月	1年4月	
優先権証明書類等の提出#	特43(1)、43(3)(1)、(2)、パリ条約4条C(1)	第1国出願日	翌日	特12月	特12月	
	特43(2)、43(3)	優先日	翌日	1年4月	1年4月	
	特43(7)、43(3)(3)(特施規27の3(5))	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌日	2月	2月	優先権証明書 書類等が未 提出の場合
優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出	特44(3)、46(6)、46(2)(5)	ア. 優先日 イ. 新たな特許出願の日	翌日 翌日	1年4月 3月 (上記のうちいずれか遅い日*)	1年4月 3月 (上記のうちいずれか遅い日*)	分割・変更・ 実用新案登録に基づく 特許出願
	特43(5)	優先日	翌日	1年4月	1年4月	
	特43(7)	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌日	2月	2月	優先権証明書 書類等が未 提出の場合

分割出願	特44(1)①	—	—	明細書・特許請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	明細書・特許請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間
	特44(1)②	特許査定謄本の送達日	翌日	30日(求30日★)	30日(求30日★)
	特44(1)③	拒絶査定謄本の送達日	翌日	3月	3月(職1月■)
出願変更(実→特)	特46(1)	実願出願日	翌日	実願の係属中 ただし出願の日から3年	実願の係属中 ただし出願の日から3年
出願変更(意→特)	特46(2)	ア. 意願出願日 イ. 意願の拒絶査定謄本の送達日	翌日 翌日	意願の係属中 ただし出願の日から3年	意願の係属中 ただし出願の日から3年
実用新案登録に基づく特許出願	特46の2(1)	ア. 実願出願日 イ. 第三者の技術評価請求に係る最初の通知を受けた日 ウ. 無効審判請求書の発送日	翌日 翌日 翌日	3年 30日(職15日) 30日又は45日※	3年 30日(職60日) 60日
出願審査の請求	特48の3(1)	出願日	翌日	3年γ	3年γ
存続期間の延長登録出願	特48の3(2)	新たな出願日(もとの出願の審査請求期間経過後の場合)	翌日	30日	30日
	特67の2(3)	設定の登録の日	翌日	3月	3月
	特67の5(3)(特施令3) (改正前特67の2(3)③(改正前特施令3③))	政令で定める処分を受けた日	翌日	3月	3月
特許料の納付(第1年から第3年分まで)	特108(1)、(3)	査定又は審決の謄本の送達日	翌日	30日(求30日)	30日(求30日)
特許料の納付(第4年以後の各年分)	特108(2)	—	—	前年以前b	前年以前b
特許料の追納	特112(1)、(2)	特許法108条2項に規定する期間の満了日	翌日	6月	6月

既納特許料の返還請求	特111(2)	ア. 特許料の納付日 イ. 取消決定又は審決の確定日	翌日 日∞	1年 6月	1年 6月	
拒絶査定不服審判の請求	特121(1)	拒絶査定謄本の送達日	翌日	3月	3月(職1月○)	
翻訳文の提出	特184の4(1)	ア. 優先日(特許協力条約2条) イ. 国内書面を提出した日	翌日 翌日	30月 2月	30月 2月	イ. はア. の国内書面提出期間満了前2月からの満了日までの間に提出した場 合に限る
特許協力条約19条補正の翻訳文提出	特184の4(6)	-	-	国内処理基準時の属する日 ◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
国内書面の提出	特184の5(1)	優先日(特許協力条約2条)	翌日	30月	30月	
特許協力条約19条補正の写しの提出	特184の7(1)	-	-	国内処理基準時の属する日 ◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
特許協力条約34条補正の翻訳文提出	特184の8(1)	-	-	国内処理基準時の属する日 ◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
特許協力条約34条補正の写しの提出	特184の8(1)	-	-	国内処理基準時の属する日 ◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
特許管理人の選任	特184の11(2)、(4)(特 施規38の6の2(1)、(2))	ア. 国内処理基準時の属する日 イ. 特許管理人の選任の届出がな い旨の通知の発送日	翌日 翌日	- -	3月 2月	イ. はア. の国内処理基準時の属する日までに特許管理人の選任の届出が未提出の場合
新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出	特184の14(特施規38の6の3)	国内処理基準時の属する日 ◇	翌日	30日	30日	
特許協力条約25条に規定する検査の申出	特184の20(1)(特施規38の7)	国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言、国際出願日の認定の拒否又は記録原本を期間内に国際事務局が受領しなかつた旨の認定の通知をした日	翌日	2月	2月	
出願審査請求手数料の返還請求	特195(10)	ア. 特許出願が放棄され、又は取り下げられた日 イ. 特許出願が取り下げられたものとみなされた日	翌日 当日	6月 6月	6月 6月	
過誤納手数料の返還請求	特195(12)	手数料の納付日	翌日	1年	1年	

明細書、特許請求の範囲又は図面について、国際特許出願に含まれないものとする旨の請求書の提出	特施規38の2の2(5)	通知書の発送日	翌日	30日	30日	左記は特施規38の2(3)の規定による指定期間
命令による登録申請の補正	特登令38(1)(特登施規13の2)	指令書の発送日	翌日	2月	2月	
弁明書の提出	特登令38(4)(特登施規13の4(1))	却下理由通知の発送日	翌日	2月	2月	
<指定期間>						
命令による方式補正	特17(3)、184の5(2)	指令書の発送日	翌日	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く
弁明書の提出	特17(3)、133(1)	指令書の発送日	翌日	30日	30日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
	特18の2(2)	却下理由通知の発送日	翌日	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く
	特18の2(2)、133の2(2)	却下理由通知の発送日	翌日	30日	30日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
命令による受継申立書	特23(1)	受継命令書の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	3月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	
同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	特34(7)	協議命令書の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月=)	3月 (期間満了前：求3月 期間満了後：求2月=) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	拒絶査定不服審判を除く
	特34(7)	協議命令書の発送日	翌日	60日又は75日※	3月(求3月) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	拒絶査定不服審判

同日に同一の発明に対する協議命令による届出	特39(6)	協議命令書の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月＝)	3月 (期間満了前：求3月 期間満了後：求2月＝) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	拒絶査定不服審判を除く
	特39(6)	協議命令書の発送日	翌日	60日又は75日※	3月(求3月) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	拒絶査定不服審判
意見書の提出	特48の7	通知書の発送日	翌日	30日又は45日※ ただし拒絶理由通知と同時に60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	60日 ただし拒絶理由通知と同時に3月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	拒絶査定不服審判を除く
	特48の7	通知書の発送日	翌日	30日又は45日※ ただし拒絶理由通知と同時に60日又は75日※	60日 ただし拒絶理由通知と同時に3月	拒絶査定不服審判
審尋に対する回答書の提出	特50	拒絶理由通知の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月☆)	3月 (期間満了前：求2月・1月 期間満了後：求2月☆) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く
	特50、67の4、67の8(改正前特67の4⑥)、159(2)、163(2)	拒絶理由通知の発送日	翌日	60日又は75日※ (求1月▲▼)	3月(求1月×3回▲▼) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
書留郵便物受領書等の提出	特134(4)	審尋書の発送日	翌日	60日又は75日※ (求1月▲)	3月(求1月×3回▲) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	拒絶査定不服審判
	特134(4)	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	10日△	10日△	
当事者による書類又は物件の提出	特194(1)	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	10日△ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	10日△ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	
	特194(1)	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月＝)	3月 (期間満了前：求3月 期間満了後：求2月＝) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	
意見書の提出	特施規38の2の2(3)	通知書の発送日	翌日	30日	30日	

意見書の提出	特施規38の2の3(1)	通知書の発送日	翌日	30日 ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については60日	30日 ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については60日	30日 ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については3月
命令による書面の提出	特登令30、特登施規13(2)	物件の提出を求めめる通知の発送日	翌日	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月)

- 注1. ※は交通不便地居住者(→04.10「別表1」のため)。
 注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間。
 注3. #は国際特許出願の場合、国内書面提出期間満了日から2月以内に提出することができる(特施規38条の14)。
 注4. *は原出願日が平成10年12月31日以前の場合は、「1年4月」。
 注5. ◇の国内処理基準時は、国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間が満了する時(国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間内に出願人が出願審査請求をするときは、その請求の時)。
 注6. △は03.10を参照。
 注7. ◆は、分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願が、原出願の出願日(原出願がパリ優先権主張出願等の場合は、優先日)から1年2月以上経過して出願された場合は、当該分割出願等の日から2月以内に翻訳文の提出を行うことができる。
 注8. ★は登録料納付延長請求により延長された場合。
 注9. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
 注10. ▲は指定期間を延長する合理的理由がある時のみ(国内居住者は、引用文献との対比実験のために1月を1回、在外者は、引用文献との対比実験のために1月を3回まで)。
 注11. ▼延長登録出願(特67の4、67の8(改正前特67の4④))については、引用文献との対比実験のため出願審査の請求があった後は、出願審査の請求があった後を除く。
 注12. ○翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があった国際特許出願であつた後を除く。
 注13. □出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。
 注14. ●特許出願(外国語でされた国際特許出願を除く)の場合、出願公開の請求があつた後の期間を除く。
 注15. ☆指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は2月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は1回目で2月、2回目の請求により1月の合計2回、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書又は手続補正書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
 注16. ▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過後の請求により2月、指定期間経過前の請求により2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
 注17. ≡指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は2月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は3月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
 注18. b前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第4年の特許料は設定の登録の日から3年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。
 注19. △特許法29条1項各号のいずれかには該当するに至った日が平成29年12月8日以前の場合は、「6月」。
 注20. ④令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。
 注21. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが(特3条1項1号本文)、出願が取り下げられた日及び所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後12時(24時)を経過した時(翌日午前零時)に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる(特3条1項1号ただし書)。
 注22. γ経済安全保障推進法第70条第1項の規定により保全指定がされた場合は、「特許出願の日から3年を経過した日」又は「経済安全保障推進法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けた日から3月を経過した日」のうちいずれか遅い日となる(経済安全保障推進法82条3項)。

(実用新案(無効審判、判定を除く))

手続	根拠条文	初日	起算日 (第1日目)	期間(延長)		備考
				国内居住者	在外者	
<法定期間>						
明細書・実用新案登録請求の範囲図面・要約書・優先権主張書の補正	実2の2(1)(実施規1)	出願日	翌日	1月	1月	
国内優先権主張を伴う出願	実8(1)	先の出願日	翌日	1年	1年	
優先権主張書の提出	実8(4)(実施規23(2))	出願日	翌日	1月	1月	
国内優先権主張の取下げ	実9(2)(実施規23(2))	先の出願日	翌日	1年4月	1年4月	
出願変更(特→実)	実10(1)	ア. 特願出願日 イ. 特願の拒絶査定謄本の送達日	翌翌日	9年6月 ^α 3月 ^α	9年6月 ^α 3月 ^α (職1月■)	最初の査定
出願変更(意→実)	実10(2)	ア. 意願出願日 イ. 意願の拒絶査定謄本の送達日	翌翌日	9年6月 3月	9年6月 3月	最初の査定
新規性例外適用出願	実11(1)(特30(1)、(2))	実用新案法3条1項各号のいずれかに該当するに至った日	翌日	1年△	1年△	
同上証明書の提出	実11(1)(特30(3))	出願日	翌日	30日	30日	
パリ優先権主張等を伴う出願	実11(1)(特43(1)、43の3(1)、(2))、パリ条約4条C(1)	第1国出願日	翌日	特・実12月	特・実12月	
優先権証明書類等の提出#	実11(1)(特43(2)、43の3(3))	優先日	翌日	1年4月	1年4月	
	実11(1)(特43(7)、43の3(3))	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌日	2月	2月	優先権証明書類等が未提出の場合
	実10(4)、11(1)(特44(3))	優先日	翌日	1年4月又は新たな出願の日から3月のいずれか選い日*	1年4月又は新たな出願の日から3月のいずれか選い日	分割・変更出願の場合

優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出	実11(1)(特43(5))	優先日	翌日	1年4月	1年4月		
分割出願	実11(1)(特43(7))	優先権証明書未提出の発送日	翌日	2月	2月	優先権証明書類等が未提出の場合	
明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の訂正	実11(1)(特44(1))	—					
明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の訂正	実14の2(1)	ア. 最初の技術評価書の謄本の送達日 イ. 無効審判請求書の副本の送達日	翌日 翌日	2月(職15日) 30日又は45日※	2月(職60日) 60日	明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	
登録料の納付(第1年から第3年分まで)	実32(1)、(3)	出願と同時に	翌日	(求30日)	(求30日)		
登録料の納付(第4年以後の各年分)	実32(2)	—	—	前年以前〇	前年以前〇		
登録料の追納	実33(1)、(2)	実用新案法32条2項に規定する期間の満了日	翌日	6月	6月		
既納登録料の返還請求	実34(2)	ア. 登録料の納付日 イ. 処分又は審決の確定日	翌日 当日	1年6月 1年6月	1年6月		
翻訳文の提出	実48の4(1)	ア. 優先日(特許協力条約2条) イ. 国内書面を提出した日	翌日 翌日	30月2月 30月2月	30月2月	イ. は国内書面提出期間満了前2月から満了日までの間に提出した場合に限る	
国内書面の提出	実48の5(1)	優先日(特許協力条約2条)	翌日	30月	30月		
特許協力条約19条補正の翻訳文提出	実48の4(6)	—	—	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇		
図面の提出	実48の7(1)	—	—	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇		
登録料の納付(国際実用新案登録出願)	実48の12	ア. 優先日(特許協力条約2条) イ. 国内書面を提出した日	翌日 翌日	30月2月	30月2月	イ. は国内書面提出期間満了前2月から満了日までの間に提出した場合に限る	

特許管理人の選任	実48の15(2)	ア. 国内処理基準時の属する日 イ. 特許管理人の選任の届出がない旨の通知の発送日	翌日 翌日	日 日	— —	3月 2月	イ.はア.の国内処理基準時の属する日までに特許管理人の選任の届出が未提出の場合
新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出	実48の15(3)	国内処理基準時の属する日◇	翌日	日	30日	30日	
特許協力条約25条に規定する検査の申出	実48の16(1)	国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言、国際出願日の認定の拒否又は記録原本を期限内に国際事務局が受領しなかった旨の認定の通知をした日	翌日	日	2月	2月	
過渡納手数料の返還請求	実54の2(11)	手数料の納付日	翌日	日	1年	1年	
明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について、国際実用新案登録出願に含まれないものとする旨の請求書の提出	実施規23(4)(特規38の2の2(5))	通知書の発送日	翌日	日	30日	30日	左記は特規38の2の2(3)の規定による指定期間
命令による登録申請の補正	実登令7(実登規3(3))(特登令38(1)(特登規13の2))	指令書の発送日	翌日	日	2月	2月	
弁明書の提出	実登令7(実登規3(3))(特登令38(4)(特登規13の4(1))	却下理由通知の発送日	翌日	日	2月	2月	
<指定期間>							
命令による方式補正	実2の2(4)、48の5(2)	指令書の発送日	翌日	日	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	
弁明書の提出	実2の5(2)(特18の2(2))	却下理由通知の発送日	翌日	日	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	
命令による受継申立書	実2の5(2)(特23(1))	受継命令書の発送日	翌日	日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	3月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	

命令による基礎的要件に係る補正	実6の2、14の3	指令書の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月＝) 期間満了後：求2月＝)	3月 (期間満了前：求3月 期間満了後：求2月＝) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日
同一人から承継された同日日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	実11(2)(特34(7))	協議命令書の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月＝) 期間満了後：求2月＝)	3月 (期間満了前：求3月 期間満了後：求2月＝) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日
書留郵便物受領書等の提出	実55(3)(特194(1))	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	10日△ (期間満了前：求2月＝) 期間満了後：求2月▽)	10日△ (期間満了前：求2月＝) 期間満了後：求2月▽)
命令による図面の提出	実48の7(2)	指令書の発送日	翌日	2月	2月
意見書の提出	実施規23(4)(特規38の2の2(3))	通知書の発送日	翌日	30日	30日
意見書の提出	実施規23(4)(特規38の2の3(1))	通知書の発送日	翌日	30日 ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については60日	30日 ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については3月
命令による書面の提出	実登令7条(実登規3(3)) 登令30(特登規13(2))	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	2月 (期間満了前：求2月＝) 期間満了後：求2月▽)	2月 (期間満了前：求2月＝) 期間満了後：求2月▽)

注1. ※は交通不便地居住者(→04.10「別表1」のため)。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間。

注3. #は国際実用新案登録出願の場合、国内書面提出期間満了日から2月以内(実施規23条7項で準用する特規38条の14)。

注4. *は原出願日が平成10年12月31日以前の場合、「1年4月」。

注5. ◇の国内処理基準時は、国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間が満了する時(国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間内に出願人が国内処理の請求をするときは、その請求の時。)

注6. △は03.10を参照。

注7. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。

注8. ■は指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過後に請求した場合は2月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は3月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。

注9. ▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。

注10. ○前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第4年の登録料は設定の登録の日から3年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。

注11. △実用新案法3条1項各号のいずれか該当するに至った日が平成29年12月8日以前の場合は、「6月」。

注12. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが(実2条の5第1項で準用する特3条1項1号本文)、所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準として、期間の末日の午後12時(24時)を経過した時(翌日午前零時)に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる(実2条の5第1項で準用する特3条1項1号ただし書)。

注13. α経済安全保障推進法第70条第1項の規定による保全指定の通知を受けた指定特許出願人は、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けるまでの間は、出願変更することはできない(経済安全保障推進法72条2項)。

(意匠(無効審判、判定、再審を除く))

手続	根拠条文	初日	起算日 (第1日目)	期間(延長)		備考
				国内居住者	在外者	
<法定期間>						
新規性例外適用出願	意4(1)、(2)	意匠法3条1項1号又は2号に該当するに至った日	翌日	1年	1年	
同上証明書の提出	意4(3)	出願日	翌日	30日	30日	国際意匠登録出願を除く
新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出	意60の7(1)(意施規1の2)	国際公表があった日	翌日	30日	30日	国際意匠登録出願
出願変更(特→意)	意13(1)	特許の拒絶査定謄本の送達日	翌日	3月α	3月α(職1月■)	最初の査定
出願変更(実→意)	意13(2)	実願が係属している間	-	-	-	
秘密意匠の請求	意14(2)	出願と同時に又は設定登録料の納付と同時	-	-	-	
優先権主張を伴う出願	意15(1)(特43(1)、43の3(1)、(2)) パリ条約4条C(1)、E(1)	第1国出願日	翌日	6月	6月	
優先権証明書類等の提出	意15(1)(特43(2)、43の3(3))	出願日	翌日	3月	3月	国際意匠登録出願を除く
	意15(1)(特43(7)、43の3(3))、意60の10(2)(特43(7))(意施規19(3)(特施規27の3の3(5)))	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌日	2月	2月	優先権証明書等が未提出の場合
	意60の10(2)(特43(2)、意施規12の2)	国際公表があった日	翌日	3月	3月	国際意匠登録出願
	意15(1)(特43(5))	出願日	翌日	3月	3月	国際意匠登録出願を除く
優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出	意15(1)(特43(7)、43の3(3))、意60の10(2)(特43(7))(意施規19(3)(特施規27の3の3(5)))	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌日	2月	2月	優先権証明書等が未提出の場合
	意60の10(2)(特43(5)、意施規12の2)	国際公表があった日	翌日	3月	3月	国際意匠登録出願

補正却下後の新出願	意 1 7 の 3 (1)	補正却下決定の謄本の送達日	翌 日	3 月	3 月
登録料の納付 (第 1 年分)	意 4 3 (1) 、 (3)	査定又は審決の謄本の送達日	翌 日	3 0 日 (求 3 0 日)	3 0 日 (求 3 0 日)
登録料の納付 (第 2 年以後の各年分)	意 4 3 (2)	—	—	前年以前○	前年以前○
登録料の追納	意 4 4 (1) 、 (2)	意匠法 4 3 条 2 項に規定する期間の満了日	翌 日	6 月	6 月
既納登録料の返還請求	意 4 5 (特 1 1 1 (2))	ア. 登録料の納付日 イ. 審決の確定日	翌 日 日 ∞	1 年 6 月	1 年 6 月
拒絶査定不服審判の請求	意 4 6 (1)	拒絶査定謄本の送達日	翌 日	3 月	3 月
補正却下決定不服審判の請求	意 4 7 (1)	補正却下決定の謄本の送達日	翌 日	3 月	3 月
補正却下後の新出願 (審判)	意 5 0 (1) (意 1 7 の 3 (1))	補正却下決定の謄本の送達日	翌 日	3 0 日 (職 1 5 日)	3 0 日 (職 6 0 日)
補正	意 6 0 の 2 4	審査、審判又は再審に係属している期間	—	—	—
過額納手数料の返還請求	意 6 7 (8)	手数料の納付日	翌 日	1 年	1 年
個別指定手数料の返還請求	意 6 0 の 2 2 (2)	ア. 出願の取下げ イ. 拒絶の査定若しくは審決の確定日	翌 日 日 ∞	6 月	6 月 国際意匠登録出願
命令による登録申請の補正	意 登令 7 (意 登施規 6 (3)) (特 登令 3 8 (1) (特 登施規 1 3 の 2))	指令書の発送日	翌 日	2 月	2 月
弁明書の提出	意 登令 7 (意 登施規 6 (3)) (特 登令 3 8 (4) (特 登施規 1 3 の 4))	却下理由通知の発送日	翌 日	2 月	2 月

<指定期間>		意9(4)	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定、国際意匠登録出願を除く
同日に同一又は類似の意匠に対する協議命令による届出	意9(4)		協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定、国際意匠登録出願を除く
	意9(4)		協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定、国際意匠登録出願を除く
	意9(4)		協議命令(拒絶の通報に添付)の発送日	翌日	60日又は75日※(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	国際意匠登録出願
	同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	意15(2)(特34(7))		協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)
意見書の提出	意15(2)(特34(7))		協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定、国際意匠登録出願を除く
	意19(特50)		拒絶理由通知の発送日	翌日	40日又は55日※(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	拒絶査定、国際意匠登録出願を除く
	意50(3)(特50)		拒絶理由通知の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月) ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	拒絶査定、国際意匠登録出願を除く
	意19(特50)		拒絶の通報の発送日	翌日	60日又は75日※(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	3月(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	国際意匠登録出願
命令による方式補正	意60の4(特17(3)③)、68(2)(特17(3))		指令書の発送日	翌日	30日(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	30日(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定、国際意匠登録出願を除く
	意52(特133(1))		指令書の発送日	翌日	30日	30日	拒絶査定、国際意匠登録出願を除く
弁明書の提出	意68(2)(特18の2(2))		却下理由通知の発送日	翌日	30日(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	30日(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定、国際意匠登録出願を除く
	意52(特133の2(2))		却下理由通知の発送日	翌日	30日	30日	拒絶査定、国際意匠登録出願を除く

証拠調又は証拠保全したとき の意見の申立て	意52(特150(5))	証拠調又は証拠保全の結果の通知 の発生日	翌 日	40日又は55日※	3月(求1月)	
当事者等が申し立てない理由 の審理に対する意見の申立て	意52(特153(2))	審理結果の通知の発生日	翌 日	40日又は55日※	3月(求1月)	
審尋に対する回答書の提出	意52(特134(4))	審尋書の発生日	翌 日	40日又は55日※	3月(求1月)	
当事者による書類又は物件の 提出	意68(2)(特194(1))	物件の提出を求めると通知の日	翌 日	40日又は55日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 ただし代理人だけで作成で きると認める場合は40日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	
命令による受継申立書	意68(2)(特23(1))	受継命令書の発生日	翌 日	60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	
書留郵便物受領証の提出	意68(2)(特194(1))	物件の提出を求めると通知の発生日	翌 日	10日△ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	10日△ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	
命令による書面の提出	意登令7(意登施規6(3))(特 登令30(特登施規13(2)))	物件の提出を求めると通知の発生日	翌 日	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	

注1. ※は交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間。

注3. △は0.3.10を参照。

注4. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。

注5 ☆指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過後の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過後に延長請求した場合には、指定期間
経過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。

注6. ▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過後の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過後に延長請求した場合には、指定期間
経過後の再度の延長請求を行うことはできない。

注7. ○前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第2年の登録料は設定の登録の日から1年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。

注8. △意匠法3条1項1号又は2号に該当するに至る日が平成29年12月8日以前の場合は、「6月」。

注9. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが(意68条1項で準用する特3条1項1号本文)、拒絶査定確定の日及び所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による
「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後12時(24時)を経過した時(翌日午前零時)に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み
入れられる(意68条1項で準用する特3条1項1号ただし書)。

注10. α経済安全保障推進法第70条第1項の規定による保全指定の通知を受けた指定特許出願人は、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けるまでの間
は、出願変更することはできない(経済安全保障推進法72条2項)。

(商標(無効・商標登録取消審判・商標異議申立、判定、再審を除く))

手続	根拠条文	初日	起算日 (第1日目)	期間(延長)		備考
				国内居住者	在外者	
<法定期間>						
出願時の特例適用出願	商9(1)	博覧会等に出品又は出展した日	翌日	6月	6月	
同上証明書の提出	商9(2)、68の11	出願日、国際商標登録出願日	翌日	30日▽	30日▽	
優先権主張を伴う出願	商13(1)(特43(1)、43の3(2))、68(1)、パリ条約4条C(1)	第1国出願日	翌日	6月	6月	
優先権証明書類等の提出	商13(1)(特43(2)、43の3(3))、68(1)	出願日	翌日	3月□	3月□	
補正却下後の新出願	商17の2(1)(意17の3(1))、68(2)	補正却下決定の謄本の送達日	翌日	3月	3月	
出願書類の縦覧	商18(4)、68(3)	公報発行の日	翌日	2月	2月	
登録料の納付	商41(1)、(2)、41の2(1)、(2)、65の8(1)、(2)、(3)	査定又は審決の謄本の送達日	翌日	30日(求30日) #	30日(求30日) #	
商標権の存続期間の更新登録の申請	商20(1)、(2)	商標権の存続期間の満了日前6月	-	存続期間満了前6月から満了の日まで	存続期間満了前6月から満了の日まで	
商標権の存続期間の更新登録の申請(存続期間満了日経過後)	商20(1)、(3)、商施規10(2)	商標権の存続期間の満了日	翌日	6月	6月	
商標権の存続期間の更新登録料の納付	商41(5)	商標権の存続期間の更新登録の申請と同時に	-	-	-	
割増登録料の納付	商43(1)	商標権の存続期間の更新登録の申請(存続期間満了日経過後)と同時に	-	-	-	
既納登録料の返還請求	商42(2)	ア. 登録料の納付日 イ. 取消決定又は審決の確定日	翌日 当日	1年 6月	1年 6月	
拒絶査定不服審判の請求	商44(1)、68(4)、商附13、23	拒絶査定謄本の送達日	翌日	3月	3月	

補正却下決定不服審判の請求	商45(1)、68(4)	補正却下決定の謄本の送達日	翌日	3月	3月		
補正却下後の新出願(審判)	商55の2(3)、68(4)	補正却下決定の謄本の送達日	翌日	30日(職15日)	30日(職60日)		
防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願	商65の3(2)	防護標章登録に基づく権利の存続期間満了前6月	-	防護標章登録に基づく権利の存続期間満了の日	防護標章登録に基づく権利の存続期間満了前6月から満了の日		
過誤納登録料の返還請求	商65の10(2)	登録料の納付日	翌日	1年	1年		
補正	商68の28	暫定的拒絶通報の発送日	翌日	審査、審判又は再審に係属している間	審査、審判又は再審に係属している間	国際商標登録出願	
	商68の40(1)、商附24	審査、登録異議の申立てについての審査、審判又は再審に係属している間	-	-	-	国際商標登録出願を除く	
	商68の40(2)	商標の設定登録料の納付と同時(商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正)	-	-	-	国際商標登録出願を除く	
過誤納手数料の返還請求	商76(8)	手数料の納付日	翌日	1年	1年		
書換登録の申請	商附3(2)	存続期間満了前6月の初日	当日	存続期間満了日前6月から存続期間満了日後1年			
命令による登録申請の補正	商登令10(商登施規17(3)) (特登令38(1)(特登施規13の2))	指令書の発送日	翌日	2月▲	2月▲		
弁明書の提出	商登令10(商登施規17(3)) (特登令38(4)(特登施規13の4))	却下理由通知の発送日	翌日	2月▲	2月▲		
<指定期間>							
手続補充書の提出	商5の2(2)、商68(1)	指令書の発送日	翌日	1月又は1月+15日※ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	2月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>		
同日に同一又は類似の商品又は役務に対する協議命令による届出	商8(4)	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎> ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	絶査定不服審判、国際商標登録出願を除く	

商8(4)	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不服審判
商8(4)	協議命令(暫定的拒絶通報に添付)の発送日	翌日	3月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	3月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	国際商標登録出願
同一人から承継された同日日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※ ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	3月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞ ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不服審判を除く
商13(2)(特34(7))	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不服審判
商15の2、15の3(1)、65の5、68(2)、商附7	拒絶理由通知の発送日	翌日	40日又は55日※ ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月☆＞	3月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月☆＞ ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	国際商標登録出願を除く
商15の2、15の3(1)、65の5、68(2)、商附7	暫定的拒絶通報の発送日	翌日	3月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月☆＞	3月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月☆＞	国際商標登録出願
商55の2(1)、商附16、19	拒絶理由通知の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月) ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不服審判
商56(1)(特153(2))、68(4)、商附17(1)、(特18の2(2))	証拠調査又は証拠保全の結果の通知の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月)	
商56(1)(特133の2(2))、68(4)、商附17(1)、23、(特18の2(2))	却下理由通知の発送日	翌日	30日	30日	
商77(2)、商附27(2)、23(特18の2(2))	却下理由通知の発送日	翌日	30日 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	30日 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	
商77(2)、商附17(1)、27(2)	物件の提出を求める通知の日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月)	

命令による方式補正	商77(2)(特17(3))、商附23、27(2)	指令書の発送日	翌日	1月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	2月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	国際商標登録出願を除く
	商77(2)(特17(3))	指令書の発送日	翌日	2月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	2月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	国際商標登録出願
	商56(1)(特133(1))、 商68(4)、商附17(1)	指令書の発送日	翌日	30日	30日	
当事者等が申し立てない理由の審理に対する意見の申立て	商56(1)(特153(2))、 68(4)	審理結果の通知の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月)	
書留郵便物受領証の提出	商77(2)(特194(1))、 商附23、27(2)	物件の提出を求めるとの通知の発送日	翌日	10日△ ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	10日△ ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	
当事者による書類又は物件の提出	商77(2)(特194(1))、 商附23、27(2)	物件の提出を求めるとの通知の発送日	翌日	40日又は55日※ ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	3月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞ ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	
命令による受継申立書	商77(2)(特23(1))、 商附23、27(2)	受継命令書の発送日	翌日	60日又は75日※ ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	3月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	
命令による書面の提出	商登令10(商登施規17(3)) (特登令30(特登施規13(2)))	物件の提出を求めるとの通知の発送日	翌日	2月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	2月 ＜期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎＞	

注1. ※は交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間。

注3. ★「小売等業務に係る使用に基づく特例の適用主張書」の応答期間の延長請求は不可。

ただし、協議命令に対する応答期間の延長請求が認められた場合には、当該主張書の提出期間も延長される。

注4. △は03、10を参照。

注5. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。

注6. ☆指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過後に請求した場合は1月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過後に延長請求した場合であっても、指定期間経過後の再度の延長請求が可能。また、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合の延長された指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。

注7. ◎指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過後に請求した場合は1月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過後に延長請求した場合であっても、指定期間経過後の再度の延長請求が可能。

注8. ▽書面を提出する者が期間内に書面を提出することができないときは、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書(期間経過)を提出することにより、その書面を特許庁長官に提出することができる(商9条3項、商施規6条の2第2項、3項)。

注9. □優先権証明書等を提出する者は、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書(期間経過)を提出することにより、優先権証明書等を提出することができる(商13条1項(商68条1項において準用)、商施規7条の2第1項)。

注10. ■登録料(前期分割登録料)を納付すべき期間(期間の延長があったときは延長後の期間)内に登録料(前期分割登録料)を納付することができないときは、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書(期間経過)を提出することにより、登録料(前期分割登録料)を納付することができる(商41条3項、41の2第3項、65の8第4項、商施規18条5項、6項、7項、8項)。

- 注 1 1. ▲商標法に関するシンガポール条約の規定（同条約第 1 4 条、同条約第 9 規則）に基づき、申請人から申し出があったときは、当該期間の経過後 2 月に限り、商標登録令第 1 0 条第 1 項において準用する特許登録令第 3 8 条第 2 項及び第 3 項の規定による却下を保留することとする。（→方式審査便覧 7 0 . 3 0）
- 注 1 2. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが（商 7 7 条 1 項 1 項で準用する特 3 条 1 項 1 号本文）、所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後 1 2 時（2 4 時）を経過した時（翌日午前零時）に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸 1 日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる（商 7 7 条 1 項で準用する特 3 条 1 項 1 号ただし書）。

（改訂令和 6 ・ 5）